様式第１号別紙

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び鰺ヶ沢町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、鰺ヶ沢町移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に鰺ヶ沢町から県外に転出した場合（鰺ヶ沢町から青森県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）：全額

（３）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）起業支援事業に関する交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に鰺ヶ沢町から県外に転出した場合（鰺ヶ沢町から青森県内の他市町村に転出し、その後県外に転出した場合を含む。）：半額

３　移住支援金の支給を受けた後に実施される鰺ヶ沢町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

　※　報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしませんが、

担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　青森県及び鰺ヶ沢町は、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法令等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、青森県及び鰺ヶ沢町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供又は確認する場合があります。